

2021年11月30日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
イー・ガーディアン株式会社
代表取締役社長 高 谷 康 久

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月21日（火曜日）当社営業終了時（午後6時）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年12月22日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 瑞雲の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び制度継続の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.e-guardian.co.jp/>) に掲載させていただきます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.e-guardian.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査等委員会監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止について

本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきます。

ご出席される株主の皆様におかれましても、マスクのご持参、ご着用など感染症の予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況によりましては、対応等を変更する場合もございます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定としております。

(提供書面)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの影響により景気の先行きは不透明な状況となっております。

これを受け、国内のインターネット関連市場は、動画視聴及びEC（インターネット通販）サービス等が拡大し、引き続き市場成長が継続しております。加えて、今後もインターネットにおける技術革新はますます進み、様々なサービスが展開されていくものと予想されます。

その一方で、リモートワークの拡大に伴うセキュリティへの不安の高まりや、IoT（※1）によりあらゆるものがサイバー攻撃のリスクにさらされる等、インターネットセキュリティの課題は年々深刻化しております。そのため、全てのインターネットユーザーが安心してインターネットを利用できるよう、投稿監視、カスタマーサポート、及びサイバーセキュリティへの関心は増加しております。

用語説明

（※1）Internet of Things（モノのインターネット）の略称。建物、車、及び電子機器等の様々なモノをネットワークによりサーバーやクラウドサービスへ接続し、相互に情報交換する仕組み。

このような環境のもと、当社グループは経営理念「We Guard All 1」を掲げる総合ネットセキュリティ企業として、「AIと人のハイブリッド」を強みに、高品質かつ高効率のセキュリティワンストップサービスを提供してまいりました。

加えて、投稿監視業務はインターネット世界の安心を、サイバーセキュリティ業務はインターネット世界の安全を実現するために必要不可欠であり、SDGs（ESG）に代表される社会課題の解決、及び持続可能な社会の構築において当社の存在意義は一層高まっております。

その中で、サイバーセキュリティ領域の強化を目的に、2020年10月にソ

フトウェア型WAF（※2）の開発を行う株式会社ジェイピー・セキュアを子会社化いたしました。

また、2021年7月にベトナムにおいて、E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.を設立し、オフショアでの日本語カスタマーサポートを実施する体制を整えております。

用語説明

（※2）Web Application Firewallの略称。ウェブアプリケーションの脆弱性を悪用する攻撃を検出・防御し、ウェブサイトを保護するためのセキュリティ製品。

この結果、当連結会計年度における売上高は9,933,118千円（前連結会計年度比27.6%増）、営業利益は1,968,868千円（前連結会計年度比53.2%増）、経常利益は2,040,408千円（前連結会計年度比53.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,086,746千円（前連結会計年度比22.2%増）となりました。

なお、2021年8月に当社連結子会社である株式会社グレスアベイルにおきまして、元代表取締役（以下「当該元代表取締役」という。）による不正行為が発覚いたしました。当該元代表取締役による不正行為に対し、社外取締役及び外部専門家を中心に構成される調査委員会（以下「当調査委員会」という。）を設置し、調査を進め、2021年11月11日、当調査委員会より、調査の結果判明した不正行為の疑義に関する事実関係と発生原因の分析、内部統制上の問題についての再発防止策の提言等を目的とする調査報告書が当社取締役会に提出されました。

当調査委員会により多面的に事実関係の調査を実施しましたところ、結論として、当該元代表取締役による不正行為として、①不適正な支出行為、②不適正な債務負担行為、及び③これらに連動する粉飾行為が認められました。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社におきましては、当調査委員会からの指摘を真摯に受け止め、全社をあげて、子会社に対する管理監督強化、M&Aにおけるデュー・デリジェンスの強化、当社内部監査部門の強化及び子会社経理業務フローの見直しといった再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいります。

事業種類別概況

事業の業務種類別の業績は以下の通りであります。

業務種類別	第23期 (2020年9月期)		第24期 (当連結会計年度) (2021年9月期)	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
ソーシャルサポート	3,396,815	43.6	5,283,203	53.2
ゲームサポート	2,493,537	32.0	2,154,471	21.7
アド・プロセス	1,008,886	13.0	1,134,236	11.4
サイバーセキュリティ	280,558	3.6	642,366	6.5
その他	605,385	7.8	718,841	7.2
合計	7,785,183	100.0	9,933,118	100.0

※第23期の売上高は、2021年11月11日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

ソーシャルサポートは、ソーシャルWebサービス（※3）等の様々なインターネットサービスを対象に、投稿監視、カスタマーサポート及び風評調査等を提供しております。

新型コロナウイルスの影響によるリモートワークの増加や外出自粛によって、インターネットサービスは需要が増えたもの、減少したもの等大小様々な影響が出ております。

その中で、当社はコロナ禍においても成長を続ける動画領域に注力いたしました。これまでに蓄積したノウハウとAIの活用により高効率を実現し、売上を拡大いたしました。

用語説明

（※3）SNSやブログ等のソーシャルメディアや、ソーシャルゲーム、Eコマース等の、個人同士双方向のコミュニケーションが介在する全てのインターネットメディア。

ゲームサポートは、ソーシャルゲームを対象に、主にカスタマーサポート及び風評調査等を提供しております。

グループ会社であるEGテストサービス株式会社が、ゲーム開発・運営の品質向上サポートを目的に、基準通りの設計であることを検査する「開発レギュレーションテスト」を開始いたしました。

また、グループシナジーを活かしデバッグ業務とカスタマーサポート業務の営業戦略を連携して行い、受注拡大に努めました。

アド・プロセスは、インターネット広告審査業務及び運用代行業務を提供しております。

専門性の高い審査を実施できる人材の育成を目的に「赤坂 Ad Process Lab」を開設いたしました。

また、消費者庁主催のアフィリエイト広告等に関する検討会に登壇する等、知名度向上による拡販戦略を推進いたしました。

サイバーセキュリティは、主にWAFの開発及び販売、並びに脆弱性診断等を提供しております。

株式会社ジェイピー・セキュアは、100万サイトを超える導入実績がある国内利用サイト数1位のソフトウェア型WAFを提供いたしました。

また、脆弱性診断におきましては、EGセキュアソリューションズ株式会社が、グループシナジーを強みに既存顧客への深耕営業や新規開拓を目指してまいりました。

その他は、主にハードウェアに対するデバッグ業務を提供しております。

EGテストサービス株式会社が、既存顧客への深耕営業や新規開拓を目指してまいりました。

当連結会計年度においては、各業務で新規案件の獲得、既存顧客との取引拡大に努めた結果、売上高はソーシャルサポート5,283,203千円（前連結会計年度比55.5%増）、ゲームサポート2,154,471千円（前連結会計年度比13.6%減）、アド・プロセス1,134,236千円（前連結会計年度比12.4%増）、サイバーセキュリティ642,366千円（前連結会計年度比129.0%増）、その他718,841千円（前連結会計年度比18.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資（無形固定資産含む）の総額は、44,673千円となりました。

a. 当連結会計年度中に取得した主要設備

ソフトウェア	購入及び自社開発	21,145千円
工具、器具及び備品	備品等購入	15,760千円
建物	事業所造作工事	7,768千円

b. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。

c. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

建物	事業所造作工事	3,759千円
工具、器具及び備品	備品等	2,183千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社連結子会社であるEGセキュアソリューションズ株式会社、株式会社グレスアベイル及び株式会社ジェイピー・セキュアは、2021年10月1日付で、当社連結子会社である株式会社グレスアベイル及び株式会社ジェイピー・セキュアを消滅会社とし、EGセキュアソリューションズ株式会社を存続会社とする吸収合併を実施いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年10月1日付で、株式会社グレスアベイルの発行済株式の35.7%を追加取得し、完全子会社としました。

また、2020年10月12日付で、株式会社ジェイピー・セキュアの発行済株式の100%を取得し、完全子会社としました。

(8) 対処すべき課題

当社グループでは下記の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

① 人材について

当社グループは、インターネットへの習熟度が高く、人間性も備えた優秀な人材を採用して高い品質のサービス提供を行い、顧客満足度を高めることが重要と考えております。

各業務を展開していく上で、多数のオペレーターを雇用しておりますが、より高い品質のサービスを提供するために、多くの採用基準を設け、厳選採用を実施し、入社後の研修も充実させております。

まず、入社時に個人ごとに判断基準がぶれないよう掲載基準についての研修を実施します。その後、掲載基準が変わった場合や、オペレーターの担当業務が変わった場合に、都度、研修を実施しております。

さらに、職場環境や正社員登用制度などの処遇制度の整備をし、退職率を抑え、平均勤続年数を1年以上にすることによりオペレーターの習熟度を向上させております。

② システム及び内部管理体制の更なる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、増加している投稿件数や管理レポートを安定的かつ効率的に処理するための技術開発及び運用体制を確立するとともに、社内システムの安定稼働や、セキュリティ強化を実施することが、従来以上に重要であると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資を進めていくとともに、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とコーポレート・ガバナンスの浸透を図ることで、内部管理体制を充実させてまいります。

③ 事業領域の拡大

当社グループは、インターネットセキュリティ事業を収益の軸としつつも多様な収益源による安定的な成長を遂げていくためには、既存の事業領域を拡大するとともに新規事業を推進することが重要であると考えております。

デバッグ事業及びサイバーセキュリティ事業の更なる基盤強化や規模拡大、並びにM&A等を活用した事業規模の拡大や新サービスの提供に積極的に取り組んでおり、事業領域を広げ、総合ネットセキュリティ企業として更なる飛躍を目指してまいります。

④ コーポレートガバナンスの強化

2021年8月に当社連結子会社である株式会社グレスアベイルにおきまして、元代表取締役（以下「当該元代表取締役」という。）による不正行為が発覚いたしました。当該元代表取締役による不正行為に対し、社外取締役及び外部専門家を中心に構成される調査委員会（以下「当調査委員会」という。）を設置し、調査を進めてまいりました。

2021年11月11日に受領した当調査委員会の調査報告書における提言を受け、当社グループは、子会社に対する管理監督強化が必要との認識を持つに至っております。

この認識のもと、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の改革を進めております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (2018年9月期)	第22期 (2019年9月期)	第23期 (2020年9月期)	第24期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売 上 高(千円)	5,902,868	6,535,674	7,785,183	9,933,118
営 業 利 益(千円)	1,039,276	1,167,703	1,285,526	1,968,868
経 常 利 益(千円)	1,049,286	1,201,544	1,326,458	2,040,408
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	736,105	824,629	889,377	1,086,746
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	72.05	81.01	87.82	107.44
総 資 産 (千円)	3,781,907	4,573,339	5,532,590	6,832,478
純 資 産 (千円)	2,848,832	3,463,018	4,217,820	4,910,260
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	279.32	336.73	416.47	489.38

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

- 1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 第22期、第23期の各連結会計年度は、2021年11月11日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (2018年9月期)	第22期 (2019年9月期)	第23期 (2020年9月期)	第24期 (当事業年度) (2021年9月期)
売 上 高(千円)	4,084,879	4,900,128	6,009,367	7,658,868
営 業 利 益(千円)	657,022	779,430	1,126,683	1,469,363
経 常 利 益(千円)	800,933	955,940	1,348,616	1,829,399
当期純利益(千円)	592,887	756,916	1,029,735	953,769
1株当たり 当期純利益 (円)	58.03	74.36	101.68	94.30
総 資 産(千円)	3,256,957	3,853,380	5,072,527	5,903,297
純 資 産(千円)	2,565,645	3,062,888	3,999,866	4,558,584
1株当たり 純資産額 (円)	251.55	302.43	394.95	454.33

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
イー・ガーディアン東北株式会社	4,000千円	100.0%	インターネット セキュリティ事業
EGテストングサービス株式会社	25,000千円	100.0%	デバッグ業務
EGセキュアソリューションズ 株 式 会 社	5,000千円	100.0%	サイバーセキュリティ 関連業務
E - G u a r d i a n P h i l i p p i n e s I n c .	30,000千PHP	100.0%	インターネット セキュリティ事業
E - G u a r d i a n V i e t n a m C o . , L t d .	5,328百万VND	100.0%	インターネット セキュリティ事業
株 式 会 社 グ レ ス ア ベ イ ル	100,000千円	100.0%	サイバーセキュリティ 関連業務
株 式 会 社 ジ ェ イ ピ ー ・ セ キ ュ ア	11,000千円	100.0%	サイバーセキュリティ 関連業務

- (注) 1. 当社は、2020年10月1日付で、株式会社グレスアベイルの発行済株式の35.7%を追加取得し、完全子会社としました。
2. 当社は、2020年10月12日付で、株式会社ジェイピー・セキュアの発行済株式の100%を取得し、完全子会社としました。
3. 当社は、2021年7月9日付で、E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.を設立しました。
4. 2021年10月1日付で、EGセキュアソリューションズ株式会社は当社の100%子会社である株式会社グレスアベイルおよび株式会社ジェイピー・セキュアを吸収合併しております。
5. 2021年10月1日付で、EGセキュアソリューションズ株式会社は資本金を10,000千円に増資しております。

(11) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

当社グループの主要事業は「インターネットセキュリティ事業」であり、以下の業務を行っております。

事 業	業 務 内 容
インターネット セキュリティ事業	ソーシャルサポート
	ゲームサポート
	アド・プロセス
	サイバーセキュリティ

(12) 主要な事業所 (2021年9月30日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
東 京 セ ン タ ー	東京都新宿区
新 宿 サ テ ラ イ ト	東京都新宿区
赤 坂 A d P r o c e s s L a b	東京都港区
立 川 セ ン タ ー	東京都立川市
大 阪 セ ン タ ー	大阪府大阪市北区
大 阪 G A M E L A B O	大阪府大阪市北区
広 島 セ ン タ ー	広島県広島市
宮 崎 セ ン タ ー	宮崎県宮崎市
熊 本 セ ン タ ー	熊本県熊本市

(注) 業務拡大に伴い、2021年6月に赤坂Ad Process Labを開設いたしました。

② 子会社

イー・ガーディアン東北株式会社	宮城県仙台市
E G テ ス テ ィ ン グ サ ー ビ ス 株 式 有 限 公 司	東京都豊島区
E G セ キ ュ ア ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 有 限 公 司	東京都港区
E - G u a r d i a n P h i l i p p i n e s I n c .	フィリピン共和国マニラ首都圏
E - G u a r d i a n V i e t n a m C o . , L t d .	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
株 式 有 限 公 司 グ レ ス ア ベ イ ル	東京都港区
株 式 有 限 公 司 ジ ェ イ ピ ー ・ セ キ ュ ア	神奈川県川崎市幸区

- (注) 1. 当社は、2020年10月1日付で、株式会社グレスアベイルの発行済株式の35.7%を追加取得し、完全子会社としました。
2. 当社は、2020年10月12日付で、株式会社ジェイピー・セキュアの発行済株式の100%を取得し、完全子会社としました。
3. 当社は、2021年7月9日付で、E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.を設立しました。
4. 2021年10月1日付で、EGセキュアソリューションズ株式会社は当社の100%子会社である株式会社グレスアベイルおよび株式会社ジェイピー・セキュアを吸収合併しております。
5. 2021年10月1日付で、EGセキュアソリューションズ株式会社は資本金を10,000千円に増資しております。

(13) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
546名 [1,454名]	167名増 [229名増]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員でありますオペレーターの最近1年間の平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
294名 [1,107名]	125名増 [190名増]	32.5歳	3.6年

- (注) 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員でありますオペレーターの最近1年間の平均雇用人員であります。

(14) 主要な借入先 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,405,800株 (自己株式214,302株を含む)
- (3) 株主数 8,154名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,315,900	12.91
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	851,180	8.35
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	744,938	7.31
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 9)	741,300	7.27
高 谷 康 久	661,904	6.49
J . P . M O R G A N S E C U R I T I E S P L C F O R A N D O N B E H A L F O F I T S C L I E N T S J P M S P R E C L I E N T A S S E T S - S E T T A C C T	248,200	2.44
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	240,400	2.36
イー・ガーディアン株式会社	214,302	2.10
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 口)	144,700	1.42
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	143,700	1.41

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 (157,780株) は含まれておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 谷 康 久	最高経営責任者
専務取締役	溝 辺 裕	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 株式会社グレスアベイル取締役 E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役
取 締 役	寺 田 剛	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社 取締役 株式会社グレスアベイル代表取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	楠 美 雅 堂	楠美雅堂公認会計士事務所代表 東亜道路工業株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 川 康 平	大川法律事務所代表 ネポン株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	峯 尾 商 衡	峯尾税務会計事務所代表 株式会社エヌ・シー・エヌ社外監査役 株式会社ベビーカレンダー社外監査役 株式会社おひさまホールディングス社外監査役 一般財団法人日本医療輸出協力機構監事 株式会社ビジネスバランス代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏の3名は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)楠美雅堂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)大川康平氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)峯尾商衡氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役(監査等委員を除く)及び使用人等からの情報収集、重要な会議への出席並びに内部監査担当との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
7. 当事業年度中に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動については以下の通りであります。

(2020年10月1日付)

氏名	新職名	旧職名
寺田 剛	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役	事業本部担当 イー・ガーディアン東北株式会社代表取締役 E Gテストイングサービス株式会社取締役 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役

(2020年10月12日付)

氏名	新職名	旧職名
寺田 剛	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役

(2020年12月17日付)

氏名	新職名	旧職名
溝辺 裕	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 E-Guardian Philippines Inc.取締役	最高財務責任者 総務部担当 E-Guardian Philippines Inc.取締役

(2021年7月9日付)

氏名	新職名	旧職名
溝辺 裕	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 E-Guardian Philippines Inc.取締役
寺田 剛	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役

(2021年8月7日付)

氏名	新職名	旧職名
溝 辺 裕	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 株式会社グレスアベイル取締役 E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役
寺 田 剛	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 株式会社グレスアベイル代表取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.Ltd.代表取締役	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.Ltd.代表取締役

8. 当事業年度末後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動については以下の通りであります。

(2021年10月1日付)

氏名	新職名	旧職名
溝 辺 裕	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当 株式会社グレスアベイル取締役 E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役
寺 田 剛	事業本部担当 イー・ガーディアン東北株式会社代表取締役 E Gセキュアソリューションズ株式会社代表取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.Ltd.代表取締役	事業本部担当 E Gセキュアソリューションズ株式会社取締役 株式会社グレスアベイル代表取締役 株式会社ジェイピー・セキュア取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.Ltd.代表取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を2021年3月に設置しました。当社の報酬委員会の役割は、取締役会の諮問に応じ、取締役等の報酬等に関する事項等を審議し、答申を行うこととしております。また、報酬委員会の構成は、委員3名以上で、かつ、その過半数は独立社外取締役で構成されます。なお、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の委員の中から選任することとしております。

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の限度額が決定されます。取締役の報酬については、社外役員が過半数のメンバーで構成される報酬委員会にて報酬決定方針や報酬水準の妥当性を審議いたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針は、取締役会にて決定しておりません。

当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要は以下a.~e.の通りです。

a.個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

当社は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しており、このことを基本としつつ、単年度業績の向上及び株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が適切な構成割合となるよう決定することとします。取締役の個人別報酬に対する構成比は、現状の事業規模を前提とした場合、各役位の平均で、業績連動報酬が最大6割程度、株式報酬が最大3割程度となるよう設計し決定することとします。

b.現状における基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

原則として、各役員等の役位・在任期間等を総合的に勘案し月例の固定報酬とし、株主総会で定められた範囲内で決定することとします。

c.現状における業績連動報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

原則として、連結営業利益を指標とした算式により算出し、株主総会で定められた範囲内で決定することとします。

d.現状における株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

株式報酬として、株式交付信託制度を導入しております。本制度は、当社が設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬制度です。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとします。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととします。

また、株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

②個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度における各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、当社グループの経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきという理由から、取締役会決議に基づき、代表取締役社長高谷康久が決定しております。その権限の内容は、固定報酬に関して、取締役の報酬等の決定方針に基づいた報酬額の算出であります。その決定にあたっては、上記e.「取締役の個人別の内容についての決定の方法に関する事項」に記載の検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			人員 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬 等	株式報酬	
取 締 役 (監査等委員を除く) <うち社外取締役>	152,649 (-)	41,640 (-)	89,898 (-)	21,111 (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) <うち社外取締役>	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 <うち社外役員>	165,849 (13,200)	54,840 (13,200)	89,898 (-)	21,111 (-)	7 (3)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度において費用計上した株式報酬等の額21百万円(取締役(監査等委員を除く)4名に対し21百万円)を含めて記載しております。
2. 取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬限度額は、2015年12月18日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役3名)です。
- また、金銭報酬限度額は別枠で、2018年12月20日開催の定時株主総会において、3事業年度で150百万円を上限として金銭拠出する株式報酬制度を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役3名)です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役（監査等委員）楠美雅堂氏は楠美雅堂公認会計士事務所代表及び東亜道路工業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大川康平氏は大川法律事務所代表及びネポン株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）峯尾商衡氏は峯尾税務会計事務所代表、株式会社ビジネスバランス代表取締役、株式会社エヌ・シー・エヌ社外監査役、株式会社ベビーカレンダー社外監査役、一般財団法人日本医療輸出協力機構監事及び株式会社おひさまホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役（監査等委員） 楠美雅堂	21	100.0	14	100.0
取締役（監査等委員） 大川康平	21	100.0	14	100.0
取締役（監査等委員） 峯尾商衡	21	100.0	14	100.0

b. 取締役会及び監査等委員会における主な活動状況

- ・取締役（監査等委員）楠美雅堂氏は、公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査等委員会において、専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

社外取締役として経営全般の監視と助言の役割を期待していたところ、取締役会、報酬委員会及び指名委員会等で客観的及び専門的な立場から議論の活性化に貢献し、適切な意見を述べるなど、職責を果たしております。

- ・取締役（監査等委員）大川康平氏は、弁護士としての経験を活かし、取締役会及び監査等委員会において、専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

社外取締役として経営全般の監視と助言の役割を期待していたところ、取締役会及び指名委員会等で客観的及び専門的な立場から議論の活性化に貢献し、適切な意見を述べるなど、職責を果たしております。

- ・取締役（監査等委員）峯尾商衡氏は、公認会計士及び税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査等委員会において、専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

社外取締役として経営全般の監視と助言の役割を期待していたところ、取締役会及び報酬委員会等で客観的及び専門的な立場から議論の活性化に貢献し、適切な意見を述べるなど、職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・講評、監査時間、配員、職務遂行状況、監査報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

②当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22,800千円

③当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針について、特に定めはありませんが、監査日数及び業務の内容等を総合的に勘案し決定しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況の概要

経営理念及び行動規範に適った企業活動を通じ、企業価値の継続的な向上を図るとともに、顧客・取引先・株主・社員・社会という総てのステークホルダーから信頼され、安定的かつ持続的な企業基盤を構築するため、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しており、概要は以下の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化策として、取締役会規則に基づき開催する取締役会では、経営の透明性・客観性を高めるとともに、迅速な意思決定を行う体制を確保します。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は社内の主要な会議に出席をして意見を述べることで、独立した視点からの取締役の業務執行の適法性、妥当性を十分監査できる体制を確保します。

②コンプライアンス

当社は、企業価値向上のためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。また、当社の「行動基準」にも掲げており、全役職員に周知徹底します。

③内部監査

内部監査担当を置き、監査基本計画書に沿った内部監査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況の改善に資するなどの監査活動を実施します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程により、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を確保しておりますが、更に、取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるなどの、規程の改正・強化に努めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程

リスク管理を統括する委員会を置き、各部ディレクターを含む数名より構成されるリスク管理を統括する委員会を設置します。また、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の構築及び運用を行います。

②予防対策

各部署のディレクターは、自部署の目標達成に影響を与えると思われる重点実施項目（内外の発生し得るリスクを、発生頻度、被害の規模により抽出）を洗い出し、予防対策を推進します。

③有事の体制

リスクが発生した場合、リスク管理委員長を対応責任者とし、迅速かつ的確な報告・対策が行われる体制を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営方針及び経営戦略

取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定、効率的な職務の執行を行います。

②権限及び職責、手続き

業務分掌規程、職務権限規程、職務権限一覧表その他の社内規程により、基本的な手続きや権限を明確化し、職務執行が効率的に行えるようにします。

③組織構造及び慣行

組織的・人的構成については、機動的に見直し、効率化に努めます。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社主管部署と協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告します。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認します。また、グループ全体での進捗会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行います。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査担当は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行うとともに、社内通報制度を整備します。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、その使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の同意により、監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くこととし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、監査等委員会と事前の協議を行うものとします。

②監査等委員の業務に関しては、補助使用人は取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととします。また、補助使用人は、内部監査担当又は総務部スタッフが兼任するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受けているほか、社内での主要な会議等に出席します。

②取締役及び使用人は、監査等委員に対し、稟議書、議事録、契約書等の関係書類を持参した上で、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告を行います。

③取締役及び使用人は、監査等委員に対し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知

った場合、遅滞なく報告を行うことにします。

- ④子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行います。
- ⑤内部監査担当は、監査等委員に対し、内部監査状況について報告を行います。
- ⑥監査等委員へ報告した当社又は子会社の取締役、監査等委員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、内部監査担当、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互に連携を図ります。
- ②監査等委員は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を行います。

- (10) 反社会的勢力を排除するための体制

- ①暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- ②管轄部署を総務部とし、実務上の業務マニュアルである「反社会的勢力に関するマニュアル」に基づき、的確に対応します。

- (11) 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しているほか、基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ①コンプライアンスに対する取組み

グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図るため、定期的な教育を実施することとしており、情報セキュリティ、内部通報制度、ハラスメント等についての教育を実施しました。

②リスクマネジメントに対する取組み

リスクマネジメントにつきましては、リスク管理委員会を定期的に関催し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選別と対策の検討を実施し、定期的にリスク管理状況を取締役会に報告しております。

③監査等委員への情報提供の充実

監査等委員と代表取締役は、情報交換と相互に認識を深める観点より、定期的に会合を開催しております。監査等委員が代表取締役の経営方針等への取組み状況を確認できる体制を構築しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。利益配分は、長期的な企業価値拡大のため事業投資に優先配分することに加え、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて、持続的増配に努めていく方針であります。当期の期末配当金につきましては、設備投資計画及び財務体質等を勘案した結果、1株当たり14円の普通配当を予定しております。

今後につきましては、当社グループが属するインターネット業界は、事業環境の変化が激しく予測が困難であるため、来期以降の剰余金の配当については現時点では未定ではありますが、引き続き財政状態及び経営成績、設備投資計画等を勘案しながら、利益還元を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,020,896	流動負債	1,622,693
現金及び預金	3,693,310	買掛金	3,638
売掛金	1,255,517	未払金	741,161
仕掛品	5,740	未払費用	16,159
その他	235,802	未払法人税等	513,751
貸倒引当金	△169,474	未払消費税等	140,154
固定資産	1,811,581	賞与引当金	103,023
有形固定資産	485,861	その他	104,804
建物	246,238	固定負債	299,524
車両運搬具	936	役員株式給付引当金	111,921
工具、器具及び備品	83,401	長期預り保証金	66,330
リース資産	3,285	繰延税金負債	83,852
土地	152,000	その他	37,420
無形固定資産	819,028	負債合計	1,922,217
のれん	578,490	(純資産の部)	
ソフトウェア	30,515	株主資本	4,906,982
その他	210,022	資本金	364,280
投資その他の資産	506,690	資本剰余金	370,542
敷金及び保証金	403,360	利益剰余金	4,801,826
繰延税金資産	93,281	自己株式	△629,667
その他	10,048	その他の包括利益累計額	3,278
資産合計	6,832,478	為替換算調整勘定	3,278
		純資産合計	4,910,260
		負債純資産合計	6,832,478

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年10月 1 日から
2021年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,933,118
売 上 原 価		6,392,385
売 上 総 利 益		3,540,733
販売費及び一般管理費		1,571,865
営 業 利 益		1,968,868
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	57,534	
保 険 解 約 返 戻 金	12,083	
そ の 他	2,921	72,540
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	162	
支 払 手 数 料	592	
為 替 差 損	147	
そ の 他	97	999
経 常 利 益		2,040,408
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	726	726
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,211	
固 定 資 産 売 却 損	236	
減 損 損 失	124,406	
貸 倒 引 当 金 繰 入	100,895	228,750
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,812,384
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	726,958	
法 人 税 等 調 整 額	△1,319	725,638
当 期 純 利 益		1,086,746
親会社株主に帰属する当期純利益		1,086,746

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年10月 1 日から ）
（ 2021年 9 月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	364,280	376,512	3,924,734	△343,468	4,322,058
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額			△106,771		△106,771
誤 謬 の 訂 正 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	364,280	376,512	3,817,962	△343,468	4,215,287
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△102,882		△102,882
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,086,746		1,086,746
自 己 株 式 の 取 得				△296,368	△296,368
自 己 株 式 の 処 分		△5,969		10,169	4,199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△5,969	983,863	△286,199	691,694
当 期 末 残 高	364,280	370,542	4,801,826	△629,667	4,906,982

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,532	2,532	3,132	4,327,724
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額			△3,132	△109,903
誤 謬 の 訂 正 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	2,532	2,532	-	4,217,820
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△102,882
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,086,746
自 己 株 式 の 取 得				△296,368
自 己 株 式 の 処 分				4,199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	745	745	-	745
当 期 変 動 額 合 計	745	745	-	692,440
当 期 末 残 高	3,278	3,278	-	4,910,260

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,831,595	流動負債	1,175,059
現金及び預金	2,457,728	買掛金	64,210
売掛金	992,778	未払金	589,194
仕掛品	2,354	未払費用	15,614
前払費用	40,362	未払法人税等	328,363
短期貸付金	310,000	未払消費税等	52,065
その他	105,871	前受金	5,397
貸倒引当金	△77,500	預り金	20,399
固定資産	2,071,702	賞与引当金	99,744
有形固定資産	193,517	その他	69
建物	129,878	固定負債	169,653
工具、器具及び備品	63,572	役員株式給付引当金	111,921
リース資産	66	長期預り保証金	57,732
無形固定資産	30,801	負債合計	1,344,713
ソフトウェア	30,489	(純資産の部)	
その他	311	株主資本	4,558,584
投資その他の資産	1,847,384	資本金	364,280
投資有価証券	2,000	資本剰余金	370,542
関係会社株式	1,442,698	資本準備金	321,530
敷金及び保証金	331,117	その他資本剰余金	49,011
繰延税金資産	71,111	利益剰余金	4,453,428
その他	456	その他利益剰余金	4,453,428
		繰越利益剰余金	4,453,428
		自己株式	△629,667
資産合計	5,903,297	純資産合計	4,558,584
		負債純資産合計	5,903,297

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年10月 1 日から
2021年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,658,868
売 上 原 価	5,374,066
売 上 総 利 益	2,284,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	815,438
営 業 利 益	1,469,363
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,841
受 取 配 当 金	294,000
補 助 金 収 入	52,907
業 務 委 託 報 酬	10,026
そ の 他	1,166
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4
支 払 手 数 料	592
為 替 差 損	211
そ の 他	96
経 常 利 益	1,829,399
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,006
関 係 会 社 株 式 評 価 損	308,591
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	77,500
税 引 前 当 期 純 利 益	1,440,302
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	487,262
法 人 税 等 調 整 額	△729
当 期 純 利 益	953,769

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から)
(2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		資本剰余 金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金			利益剰余 金 合 計
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	364,280	321,530	54,981	376,512	3,602,542	3,602,542	△343,468	3,999,866		
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					△102,882	△102,882		△102,882		
当 期 純 利 益					953,769	953,769		953,769		
自己株式の取得							△296,368	△296,368		
自己株式の処分			△5,969	△5,969			10,169	4,199		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△5,969	△5,969	850,886	850,886	△286,199	558,717		
当 期 末 残 高	364,280	321,530	49,011	370,542	4,453,428	4,453,428	△629,667	4,558,584		

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,999,866
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△102,882
当 期 純 利 益	953,769
自己株式の取得	△296,368
自己株式の処分	4,199
当 期 変 動 額 合 計	558,717
当 期 末 残 高	4,558,584

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

イー・ガーディアン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 兼	宏 章	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神	祐 也	Ⓢ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イー・ガーディアン株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ガーディアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

イー・ガーディアン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 兼 宏 章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神 祐 也	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イー・ガーディアン株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社の元代表取締役による不正行為が判明し、調査委員会による事実関係の確認、原因分析等の調査が行われ、再発防止策の提言が行われました。監査等委員会は、再発防止策の実施状況を今後とも注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月22日

イー・ガーディアン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 楠 美 雅 堂 ㊟

監査等委員 大 川 康 平 ㊟

監査等委員 峯 尾 商 衡 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。利益配分は、長期的な企業価値拡大のため事業投資に優先配分することに加え、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて、持続的増配に努めていく方針であります。当期の期末配当につきましては、設備投資計画及び財務体質等を総合的に勘案した結果、1株当たり14円の配当を実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金14円

配当総額 142,680,972円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たか たに やす ひさ 高 谷 康 久 (1968年8月23日生)	1993年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社 1995年8月 京セラ株式会社入社 2005年11月 当社事業部長就任 2006年1月 当社事業部長兼経営企画室長就任 2006年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者就任（現任）	661,904株
[取締役候補者の選任理由] 高谷康久氏は、2006年4月以降当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験及び実績を有していることから、当社グループの経営基盤の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	みぞべ ゆたか 溝 辺 裕 (1967年8月19日生)	1990年4月 松下電工株式会社(現パナソニック株式会社)入社 1994年12月 タイ松下電工株式会社出向 2006年5月 株式会社エディア入社 2007年3月 株式会社エディア取締役就任 2008年5月 株式会社エディア取締役副社長就任 2010年5月 当社常務取締役最高財務責任者就任 2015年12月 当社専務取締役最高財務責任者就任(現任) 2017年7月 E-Guardian Philippines Inc. 取締役就任(現任) 2019年10月 当社総務部担当(現任) 2020年12月 当社経理部担当(現任) 2021年7月 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd. 取締役就任(現任) 2021年8月 株式会社グレスアパイル(現EGセキュアソリューションズ株式会社) 取締役就任 [重要な兼職の状況] E-Guardian Philippines Inc.取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.取締役	117,950株
<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>溝辺裕氏は、経理財務及び管理部門における豊富な経験・実績及び見識を有しており、当社グループ経営の推進及び業務効率化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	てらだ たけし 寺田 剛 (1970年5月9日生)	1994年4月 図書印刷株式会社入社 1996年5月 株式会社地球丸入社 2004年7月 株式会社TMJ入社 2016年10月 当社アカウントリレーション部 ディレクター就任 2017年7月 E-Guardian Philippines Inc. 代表取締役就任(現任) 2017年12月 当社取締役就任(現任) 2018年10月 当社事業本部担当(現任) 2020年10月 当社営業部担当(現任) 当社アカウントリレーション部担当 (現任) 当社情報システム部担当(現任) 2021年7月 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役就任(現任) 2021年10月 イー・ガーディアン東北株式会社 代表取締役就任(現任) EGセキュアソリューションズ株式会社 代表取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] イー・ガーディアン東北株式会社代表取締役 EGセキュアソリューションズ株式会社代表取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役	1,510株
[取締役候補者の選任理由] 寺田剛氏は、営業部門及びアカウントリレーション部門における豊富な経験・実績と、事業戦略に関する高い見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者になります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	くすみまさたか 楠美雅堂 (1968年2月17日生)	1991年4月 株式会社フジタ入社 2001年9月 株式会社雅商入社 2006年12月 新日本監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 2010年8月 公認会計士登録 2016年8月 楠美雅堂公認会計士事務所代表就任 (現任) 2017年12月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任) 2020年6月 東亜道路工業株式会社社外取締役就任 (現任) [重要な兼職の状況] 楠美雅堂公認会計士事務所代表 東亜道路工業株式会社社外取締役	—
2	おおかわこうへい 大川康平 (1960年9月14日生)	1987年4月 第一東京弁護士会登録 梶谷法律事務所 (現梶谷総合法律事務所) 入所 1994年4月 大川・永友法律事務所(現大川法律事務所) 入所 2011年12月 当社社外監査役就任 2012年6月 ネポン株式会社社外監査役就任(現任) 2015年12月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任) 2016年1月 大川法律事務所代表就任(現任) [重要な兼職の状況] 大川法律事務所代表 ネポン株式会社社外監査役	—

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	みね お あき ひら 峯 尾 商 衛 (1977年2月14日生)	2002年10月 中央青山監査法人入所 2006年5月 公認会計士登録 2007年7月 辻・本郷税理士法人入所 2010年8月 峯尾税務会計事務所代表(現任) 2010年12月 税理士登録 2011年10月 一般財団法人日本医療輸出協力機構 監事就任(現任) 2011年11月 株式会社ビジネスバランス代表取締役就 任(現任) 2013年12月 当社社外監査役就任 2015年12月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任) 2017年5月 株式会社ベビーカレンダー社外監査役 (現任) 2018年1月 株式会社エヌ・シー・エヌ社外監査役就 任(現任) 2020年12月 株式会社おひさまホールディングス社外 監査役就任(現任) [重要な兼職の状況] 峯尾税務会計事務所代表 株式会社エヌ・シー・エヌ社外監査役 株式会社ベビーカレンダー社外監査役 一般財団法人日本医療輸出協力機構監事 株式会社ビジネスバランス代表取締役 株式会社おひさまホールディングス社外監査役	-

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 楠美雅堂氏は、公認会計士として会社財務・法務・税務に精通しており、その高度な専門的知識を当社の経営及び監査等に反映していただくため、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、長年の経験と見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は経営全般の監視と助言の役割であります。

4. 大川康平氏は、弁護士としての高度な専門的知識と幅広い識見を有しており、かかる経験・識見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、長年の経験と見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は経営全般の監視と助言の役割であります。
5. 峯尾商衡氏は、公認会計士及び税理士として会社財務・法務・税務に精通しており、その高度な専門的知識を当社の経営及び監査等に反映していただくため、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、長年の経験と見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は経営全般の監視と助言の役割であります。
6. 楠美雅堂氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。楠美雅堂氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 大川康平氏及び峯尾商衡氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、両氏は、過去の当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
8. 当社は、楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案通り承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。
9. 当社は、楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10,000千円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、本議案が原案通り承認された場合、当該契約を継続する予定です。
10. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定です。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者になります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
かわぐち 川口里香 (1969年7月23日生)	1997年4月 第一東京弁護士会登録 奥川法律事務所入所(現任) 2019年6月 りらいあコミュニケーションズ 株式会社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] りらいあコミュニケーションズ株式会社社外監査役	-

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 川口里香氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 川口里香氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与しておりませんが、長年の経験と見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は経営全般の監視と助言の役割であります。

4. 川口里香氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員として届け出る予定です。

5. 川口里香氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10,000千円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

6. 当社は、保険会社との間で、取締役に被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。川口里香氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該契約の被保険者になります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

第5号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び制度継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当と判断する理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様とします。）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2015年12月18日開催の第18期定時株主総会において、2016年9月末日に終了する事業年度から2018年9月末日に終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対する報酬としてご承認いただき導入し、さらに、2018年12月20日開催の第21期定時株主総会において、この「株式報酬」に係る制度（以下、「本制度」とします。）の内容を一部変更したうえで、対象期間を2021年9月末日に終了する事業年度まで延長して継続することをご承認いただき、現在に至るまで継続しております。

本議案は、第21期定時株主総会以降の当社の株価変動を踏まえて本制度の内容を一部変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としております。また、今回の変更は、第21期定時株主総会以降の当社の株価変動を踏まえて、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を変更するものであり、かかる変更は、本制度の目的達成のために必要であると考えております。以上より、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、2015年12月18日開催の第18期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額（年額240百万円以内。但し、社外取締役を含み、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2021年9月末日に終了する事業年度までとされている本制度の対象期間を2024年9月末日に終了する事業年度まで延長し、当該延長した対象期間（延長分である2022年9月末日に終了する事業年度から2024年9月末日に終了する事業年度までの3事業年度）の間に在任する取締役に対して株式報酬を支給することを目的として本制度をその内容を一部変更して継続するというものです。本制度の変更目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているとこ

ろ、その概要は事業報告21頁に記載のとおりであります。本制度の改定は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

また、監査等委員会は、本議案の内容は相当であり、指摘すべき事項はないと判断いたしました。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）
② 対象期間	2022年9月末日に終了する事業年度から2024年9月末日に終了する事業年度まで（延長分）
③ ②の対象期間（3事業年度）において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	（変更前）金150百万円 （変更後）金210百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり20,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、一定の要件を充たす取締役を受益者として2016年2月16日に設定済みである本信託につき、再度対象期間を3事業年度延長することに伴い信託期間を延長し、今回延長する対象期間である3事業年度中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、金210百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

本信託は、本信託内の金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて更に延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間の事業年度数に金70百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記（3）①のポイント付与及び後記（3）③の当社株式の交付を継続することがあります。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①ポイントの付与方法

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり

20,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、前記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株に相当するものとします。但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されます。

③当社株式の交付手續

各取締役に対する前記②の当社株式の交付は、原則として、各取締役の退任時に、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

なお、源泉徴収税の納税資金を当社が源泉徴収するのに必要な場合、その他予め株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の全部又は一部を取引所市場にて売却し金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について

インターネット等による議決権行使は、この議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1.システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1)画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

(2)次のアプリケーションをインストールしていること。

ア.Microsoft® Internet Explorer Ver.11以降

イ.Adobe® Acrobat® Reader® Ver.XI以降

(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3)なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

2.議決権行使のお取り扱い

■インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

3.パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00-21:00)

■その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日祝日を除く 9:00-17:00)

5.議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

■機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

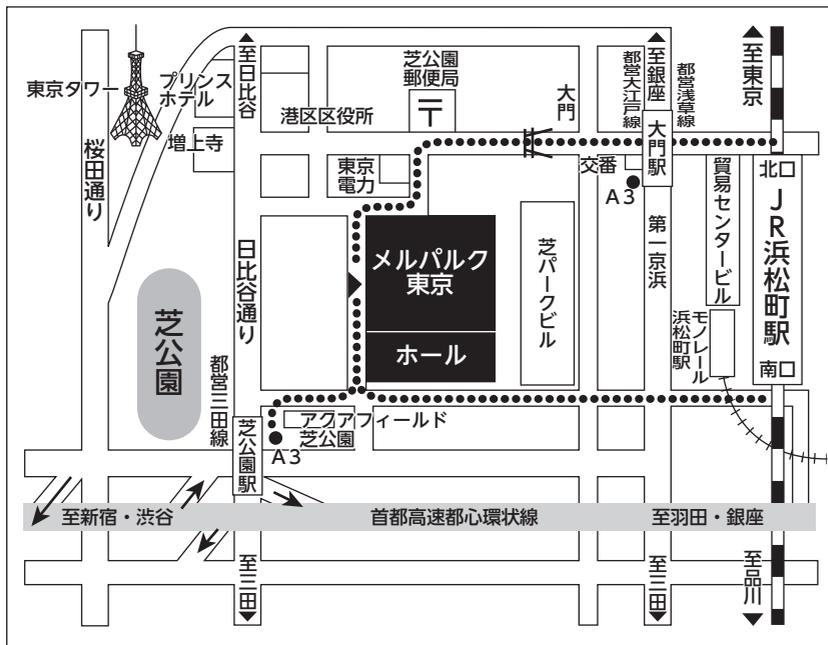
株主総会会場ご案内図

会場：メルパルク東京 瑞雲の間
東京都港区芝公園二丁目5番20号
電話 03-3433-7212

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分
大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口 徒歩4分

JR浜東北線・山手線：浜松町駅北口又は南口 徒歩8分

モノレール：浜松町駅（北口） 徒歩8分



※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。